

入院時食事療養

当院は、入院時食事療養に関する基準に適合している旨を中四国厚生局長へ届出しています

入院時食事療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養標準負担額	1食	550円	（一般の方）
	1食	330円	（低所得者Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病の方）
	1食	270円	（低所得者Ⅱの方）
	1食	220円	（低所得者Ⅱで過去1年間の入院日数90日超の方）
	1食	130円	（低所得者Ⅰの方）